

改正

平成16年4月1日

平成17年4月1日

平成20年4月1日

平成29年3月22日改正第66号

東北学院大学FD推進委員会規程

(設置)

第1条 東北学院大学点検・評価に関する規程第8条に基づき、東北学院大学点検・評価委員会の下に、東北学院大学FD推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、東北学院大学における教育方法の改善を図るため、各学部・学科、各研究科・専攻及び個々の教員の教育活動を支援することを目的とする。なお、本規程においては、上記の目的にしたがい、教育方法の改善を図る活動を、「ファカルティ・ディベロップメント（FD）」（以下「FD」と表記する）と呼ぶ。

(審議・検討事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を審議・検討し、その実施にあたる。

- (1) 各学部・学科、各研究科・専攻におけるFDへの取り組み状況を相互に報告し、意見を交換すること。
- (2) FDに関する情報を収集して分析し、情報及び分析によって得られた知見を、各学部・学科、各研究科・専攻及び個々の教員等に提供すること。
- (3) FDに関する講演会及び研修会等を企画・実施すること。
- (4) その他FDに関すること。

2 委員会は、関係各組織に対し、可能な範囲で、前項に掲げる事項の審議・検討に必要な資料の提出を要請することができる。

3 委員会は、その活動を、年度ごとに点検・評価委員会に報告するものとする。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学務担当副学長及び点検・評価担当副学長
- (2) 各学部から1名ずつの教員
- (3) 各研究科から1名ずつの教員
- (4) 教育研究所長
- (5) 学務部長

2 委員会に委員長を置く。

3 委員長は、学務担当副学長をもって充てる。

4 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。

5 委員会は、必要に応じて、小委員会又は作業部会を設けることができる。

(開催及び定足数)

第5条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

2 委員長は、委員総数の3分の1以上の委員の要請がある場合は、速やかに委員会を開催しなければならない。

3 委員会の開催は、委員の過半数の出席を必要とする。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(任期)

第6条 各委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第7条 委員会の事務は、学務部教務課がこれを行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、点検・評価委員会が発議し、教授会及び大学院委員会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

1 本規程は、平成15(2003)年12月22日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、平成15(2003)年度に選出された委員の任期は、平成18(2006)年3月末日とする。

附 則 (平成16年4月1日)

本規程は、平成16(2004)年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

本規程は、平成17(2005)年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

本規程は、平成20(2008)年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日改正第66号）

この規程は、平成29(2017)年4月1日から施行する。